(外交防衛委員会)

所 得 に . 対 する租 税 に関する二重 課 税 の 回 [避及び] 脱 税 の 防 止 の た め の 日 本 匤 政 府とイ ンド 共 和 玉

政 府 لح の 間 の 条 約 を 改 正 する 議 定書 の 締 結 に つ ١J て 承 認 を 求 め る の 件 閣 条 第一〇号)(先議

要旨

この 議 定 書は、 九 八八九年 平 . 成 元年) に締結され た我が 国とインドとの 間 の 現 行 の 租 税 条約 を 改 正する

ため、 二〇〇六年 平成十八年) 二月二十四日に 東 京 に おい て 署 名され たも の で あ ָרו י 前 文 本文五 筃 条 及

び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

配当に 対す る 源 泉 地 玉 に お け る 税 率 の 上 限 を 現 行 の 十五 パ 1 セ ントから十パー セ ントに 改正す

利子に 対す る 源 泉地 玉 に お け る税率 の 上 限 を 現 行 の銀行については十パーセント、 その他については十

五パーセントから一律十パーセントに改正する。

 \equiv 使用料 · 技術 上の役務 に対する料金に対する源泉地国での税率の上限を現行の二十パーセントから十パ

ーセントに改正する。

四、みなし外国税額控除に関する規定を削る。

五、この議定書は、 両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、

その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生じる。